

平成 24 年 11 月

取引先企業のみなさまへ

オリエンタル白石株式会社

## 弊社の社会保険加入対策への取り組みについて

謹啓貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建設業の社会保険加入対策に関して、社団法人日本建設業連合会(日建連)では平成 24 年 4 月 19 日に「日建連社会保険加入促進計画」を策定しており、弊社は、本計画に基づいて社会保険の加入推進に取り組んでいるところです。

一方、国土交通省では、平成 24 年 7 月 4 日に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を制定し、社会保険加入対策にあたって元請企業が実施すべき事項を示しております。

つきましては、今後、弊社では、上記の計画及びガイドラインに即して、下記の社会保険加入推進対策を行って参りますので、取引先企業(一次下請)におかれましては、ご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### 1 弊社(元請)の実施する事項

平成 24 年 11 月 1 日以降に弊社が発注者と契約を締結した工事においては、当該工事に関わるすべての下請企業および作業員の社会保険加入状況を、再下請通知書等への記載事項により確認を行い、未加入の場合は、一次下請企業を通じて加入指導を行う。

#### 2.取引先企業(一次下請)に実施していただく事項

平成 24 年 11 月 1 日以降に弊社が発注者と契約を締結した工事において一次下請となる企業におかれては、自社にて雇用する作業員の社会保険加入状況、及び、二次以下の下請企業の社会保険加入状況、二次以下の下請企業が雇用する作業員の社会保険加入状況を把握する。未加入の場合は加入指導を行う。法定福利費の適正な確保が求められていることに鑑み、適正な法定福利費を含む見積書等の作成に努める。

#### 3.社会保険未加入企業の取扱いについて

##### 建設業許可・更新時の確認指導

平成 24 年 11 月 1 日から、建設業許可・更新の申請時に社会保険加入状況を記載した書面の添付が義務付けられております。

未加入企業に対して、免許権者(国土交通大臣または都道府県知事)は加入指導を行い、指導しても未加入の場合は社会保険担当部局に通報することとされました。

国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」平成 24 年 7 月 4 日制定、11 月 1 日施行

「遅くとも平成 29 年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである」との記載があります。

日建連「社会保険加入促進計画」平成 24 年 4 月 19 日策定

社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階との前提はあるものの、「平成 29 年度以降は、保険未加入企業との契約を禁止することや未加入の作業員の現場からの排除に取り組む」とされました。

以上